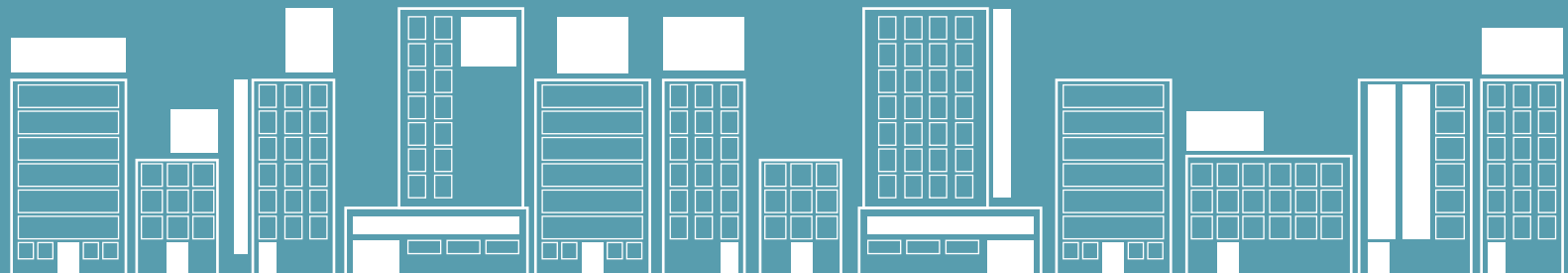


屋外広告物に関する協議 のご案内



屋外広告物は、風景に大きな影響を与える要素の一つであるため、世田谷区は、屋外広告物を計画する上での周辺の風景への配慮事項等を示した「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」を策定しました。(ガイドラインは、区のホームページでご覧になれます。)

また、表示面積が大きく、視認性の高い屋外広告物が多く見られる環状7号線及び環状8号線沿道で屋外広告物を計画する場合は、屋外広告物の色彩や大きさ・位置、デザイン、周辺の風景との調和などに関する区との協議が必要です。

風景づくりのガイドライン(屋外広告物編) ▶



世田谷区ホームページ > 住まい・街づくり・交通 > 風景づくり > 風景づくりに関する条例・計画 > 屋外広告物による風景づくり

● 協議が必要な屋外広告物

区域

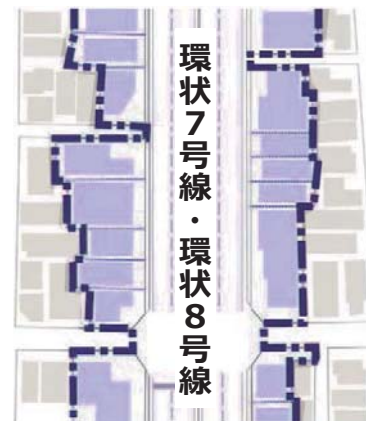
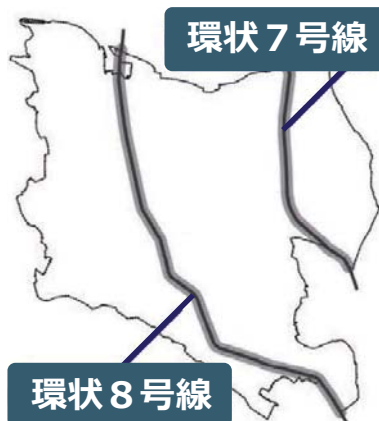
環状7号線及び環状8号線に面する敷地

規模

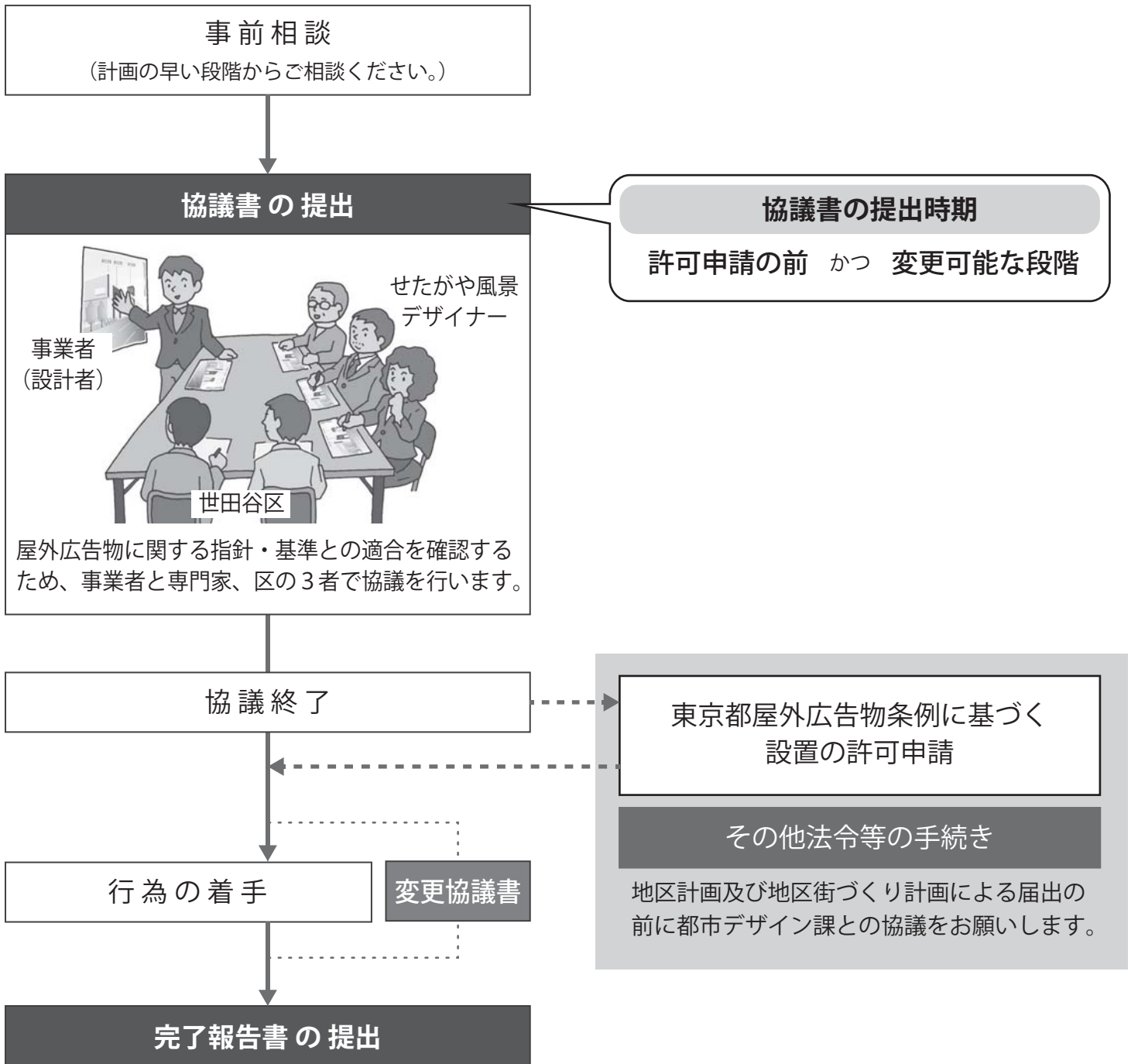
東京都屋外広告物条例に定める屋外広告物で表示面積の合計が10㎡を超えるもの

行為

屋外広告物の設置又は表示内容の変更



● 手続きの流れ



● その他の主な手続き

自己の敷地及び建築物に屋外広告物を設置するとき	建築調整課 建築調整担当	03-5432-2463
道路上に屋外広告物を設置するとき	道路指導課 占用担当	03-5432-2373
地区計画及び地区街づくり計画による制限のある区域に屋外広告物を設置するとき	世田谷総合支所 街づくり課 北沢総合支所 街づくり課 玉川総合支所 街づくり課 砧総合支所 街づくり課 烏山総合支所 街づくり課	03-5432-2460 03-5478-8031 03-3702-4539 03-3482-2594 03-3326-9618

※行為に着手する30日前までに届出が必要です。一部届出を要しないものがありますので、各総合支所街づくり課へお問い合わせください。